

子どもが子どもらしくいられるように… 知ってください、「ヤングケアラー」



照会先 子育て支援課 ☎85-9595

みなさんの周りにも誰にも相談できずに悩んでいる「ヤングケアラー」がいるかもしれません。

ヤングケアラーとは

法令上の定義はありませんが、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども」とされています。



©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

ヤングケアラーは普通のこと？

家族の手伝いや手助けをするのは普通のことと思うかもしれませんが、ケアのために学校の勉強の時間が取れない、遅刻や欠席が増える、友達と遊ぶ時間が取れずに友達との話題についていけなくなる、周囲に家庭のことを話せずに孤立することなど様々な影響もあるため注意が必要です。子どもが家庭で担う手伝いや家族の世話は思いやりや責任感を育む大切な機会にもなりますが、学校生活に支障が出たり、心や身体に不調を感じている場合は支援が必要なこともあります。

私たちにできること

自分がヤングケアラーだと自覚していないことが多く、半数以上のヤングケアラーが、周囲の誰にも相談していないという調査結果も出ています。そのため、周囲の大人の「気づき」がとても重要になります。ヤングケアラーに関心を持ち、子どもの心や身体の不調に気づいてあげましょう。もし気になる子どもがいたら、まずは子どもの声をよく聞いてあげ、必要に応じて相談窓口にご相談ください。

相談はこちらから

子育て世代包括支援センター（子育て支援課内） ☎85-9595

その他の相談窓口

・学校生活に関すること

教育委員会 ☎85-7600

教育相談センター ☎85-7776

・高齢者介護、障がい福祉、生活困窮に関すること

福祉課 ☎85-7790

・県の相談窓口

かながわヤングケアラー等相談LINE

ID [@kana-youngcarer]



電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金について

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和4年度住民税非課税世帯等）に対して、国から1世帯あたり5万円の現金を給付します。

支給対象

(1) 令和4年度住民税非課税世帯

基準日（令和4年9月30日）に市町村の住民基本台帳に記録されており、世帯全員の令和4年度分の住民税が非課税である世帯主の方

※令和3年度または令和4年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の支給対象である世帯（未申請や辞退を含む）も、あらためて支給対象となります。

(2) 家計急変世帯

予期せず（新型コロナウイルス感染症の影響も含む）令和4年1月から12月までの家計が急変し、(1)の世帯と同様の事情（世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込み額が、住民税非課税水準に相当する

額以下となる）にあると認められる世帯。
※(1)と(2)問わず受給は1世帯につき1回限りです。重複受給はできません。

申請手続き

(1) 令和4年度住民税非課税世帯

12月5日付で世帯主宛てに、①支給案内②確認書③返信用封筒を個別に送付しますので、必要事項を確認・記入して返送してください。

※世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入してきている方、未申告の方がいる場合、申請が必要となる場合があります。申請書の配布および受付開始日は現在調整中です。詳細が決まり次第お知らせします。

(2) 家計急変世帯

申請が必要です。申請書類に必要事項を記入のうえ、郵送または福祉課窓口で申請してください。

※12月5日（月）から受け付けを開始します。申請書はホームページからダウンロードしてください。また、福祉課、各出張所窓口でも配布します。

※福祉課窓口で申請する場合、予約制で受け付けします。事前に福祉課へ必ず連絡してください。また、面接（30分程度）をしますので、申込者本人が窓口まで来てください。
申請期限 (1)と(2)共に、令和5年2月28日(火)まで



2次元コード

照会先 福祉課（地域福祉係）
☎85-17790

迷惑電話防止機能付電話機 等購入費補助について

特殊詐欺による被害を未然に防止することを目的として、70歳以上の方に購入費の一部を補助します。

対象

町内に住所を有し、かつ居住地において電話機等を設置し、利用している70歳以上の方

対象機器 特殊詐欺を防止する機能が付いた電話機等の購入費用

・令和3年4月1日以降に購入したものの。
・電話機の呼び出し音が鳴る前に、自動で通話内容を記録する旨の警告メッセージを流した後、通話内容を録音する迷惑電話防止機能有するもの。

補助金額 購入費の2/3相当額（百円未満切捨）。補助上限額6千円。ただし、1世帯1台まで。

申請期間 令和5年1月20日まで。補助台数に制限があるため、先着順となります。

申請方法 対象機器の購入後、交付申請書、領収書の写し、機器の取扱説明書の写しを町民課または出張所窓口へ提出してください。

照会先

町民課 ☎85-17160

仙石原・宮城野地区間で「ハコモビ」実証実験を行っています！

高齢者等の外出活動の維持増進などを目的に少量乗合輸送サービス「ハコモビ」の実証実験を行っています。

宮城野地区・仙石原地区間の商業施設、金融機関、医療施設や公共施設などを巡回しています。

実験期間の前半は決められたルートを時刻表に沿って運

行する「路線定期運行」とし、後半は登録者の予約に応じて柔軟にルートを決め、多数の乗降ポイントで乗降できる「エリアデマンド運行」となります。

なお、本実証実験は、横浜国立大学のほか、神奈川県トヨタ自動車株式会社、損害保険ジャパン株式会社、株式会社小田原機器などと連携して、各社の専門的スキルやシステム・機器などを提供していただきながら実施しています。

実施概要

(1) 路線定期運行
令和5年1月18日(水)までの期間で平日の月・水運行

(2) エリアデマンド運行
令和5年1月下旬～3月上旬までの期間で平日の月・水運行予定

(3) 利用方法等

実証実験のため無料で利用できますが、事前の会員登録が必要ですので、仙石原出張所、宮城野出張所または各出張所、各出張所での会員登録の手続きを行ってください。

照会先 福祉課 ☎85-17790